

変更届提出書類一覧（居宅介護支援）

■届出について

- ・届出の期限は変更日から10日以内となっています。
（変更日より1ヶ月経過して提出する場合は遅延理由書の提出もお願いします。）

■提出書類及び届出方法

- ・郵送にて提出をお願いします。
返信用の定型封筒に必要な切手を貼って返送先住所宛名を明記し同封してください。
※届出に不備、不明な点がある場合、来庁をお願いすることがあります。
※内容によっては必要となる書類が変わることがあります。

◆サービス情報の変更 提出書類一覧

サービス情報の変更届については、事業所単位での届出となります。例えば同一所在地に同一法人の運営する複数の指定事業所がありそれぞれ移転するような変更が生じた場合、それぞれの事業所から届出書・添付書類の提出が必要となります。様式については[こちらからダウンロード](#)してください。

変更する事項	提出書類	留意点
事業所の名称	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付)</u> ・変更届出書（様式第5号） ・指定に係る記載事項（付表13） ・運営規程（参考資料5-13） <p>※事業所番号は、同一所在地、同一名称の事業所に対して1つの事業所番号を付与しています。そのため以下のような場合、事業所番号が変更になります。</p> <p>①同一所在地で複数の介護保険サービス事業を同一事業所名称で運営しており、その一部の事業につき事業所名称を変更した場合 ②異なる事業所名称で事業を運営していたが、同一名称に統一するような場合</p>	<p>別の所在地にある事業所と同一名称を使用することはできません。</p> <p>事業所番号が変更になる場合は事前にご相談ください。</p>
事業所の所在地（移転）	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付)</u> ・変更届出書（様式第5号） ・指定に係る記載事項（付表13） ・運営規程（参考資料5-13） ・事業所の平面図 介護福祉施設等の一面に事務所を設置する場合は施設内の位置関係等を確認しますので当該施設のフロア図も必要となります。 ・事業所内外の写真(カラーに限る) ・案内図 ・申請者（法人）所有の事業所でない場合は賃貸借契約書等の（写し） <p>※同一所在地で複数の介護保険サービス事業を同一事業所名称で運営しており、その一部の事業につき事業所名称を移転した場合は事業所番号が変更になりますので、事前（移転前）にご相談ください。</p>	<p>茨木市内を越える移転の場合は、事業の廃止、新しい所在地での新規指定が必要になります。</p> <p>区画整理等により住居表示が変更になった場合は運営規程の変更になります。（次ページ参照）</p> <p>移転先に同一法人の運営する他の指定事業所がある場合、当該指定事業所の専用区画等の変更が必要になる場合があります。</p>
専用区画等の変更	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付)</u> ・変更届出書（様式第5号） ・事業所の平面図 介護福祉施設等の建物の一面に事務所を設置している場合は施設内の位置関係等を確認しますので当該施設のフロア図も必要となります。 ・事業所内外の写真(カラーに限る)（変更部分のみ） 	<p>同一所在地に同一法人の運営する他の指定事業所がある場合は当該事業所の届出が必要になる場合があります。</p>
介護給付費算定に係る体制(加算項目)	<ul style="list-style-type: none"> ◆福祉指導監査課のホームページ、介護給付費算定に係る体制等に関する届出について（加算様式込）の、加算届提出一覧表ページより、届出に必要な書類を確認してください。 <u>[注意] 算定期間により、提出期限が決まっています。</u> 	

◆サービス情報の変更 提出書類一覧 続き

変更する事項	提出書類	留意点
管理者の氏名及び住所	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付)</u> ・ 変更届出書 (様式第5号) ・ 指定に係る記載事項 (付表13) ※1 ・ 当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧 (別紙) ※2 ・ 主任介護支援専門員研修修了証明書 (写し) ※3 ・ 組織体制図 (参考資料1) <u>他の業務と兼務する場合のみ</u> ・ 誓約書 (参考様式9-2) <p>■ <u>令和3年4月1日以降、不測の事態により主任介護支援専門員を管理者とできなくなってしまう場合</u> ※4</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理者確保のための計画書 (参考様式17) ・ 介護支援専門員証 (写し) ※5 <p>※婚姻等による氏名変更、又は引越し・住居表示の変更等による住所変更のみの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付)</u> ・ 変更届出書 (様式第5号) ・ 指定に係る記載事項 (付表13) ※1 ・ 当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧 (別紙) ※3 	<p>※1 介護支援専門員の変更がある場合、付表13の利用者の推定数と従業者欄に人数を記載。</p> <p>※2 <u>転出・退職の場合も記入が必要です。</u></p> <p>※3 (経過措置) <u>令和3年3月31日時点で主任介護支援専門員でない者が管理者である居宅介護支援事業所については、当該管理者が管理者である限り、管理者を主任介護支援専門員とする要件の適用を令和9年3月31日まで猶予します。</u></p>
介護支援専門員の氏名及び登録番号	<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付)</u> ・ 変更届出書 (様式第5号) ・ 指定に係る記載事項 (付表13) ※1 ・ 当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧 (別紙) ※3 ・ 介護支援専門員証 (写し) ※5 <p>※主任介護支援専門員研修を修了している場合は修了証明書の (写し) も提出してください。</p> <p>※婚姻等による氏名変更のみの場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <u>変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付)</u> ・ 変更届出書 (様式第5号) ・ 当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧 (別紙) ※3 <p>※管理者以外の介護支援専門員の住所のみが変更となる場合は届出不要です。</p>	<p>※4 不測の事態とは、 ・ 本人の死亡、長期療養など健康上の問題の発生。 ・ 急な退職や転居など。</p> <p>※5 <u>介護支援専門員登録通知書は、資格を証するものとはなりません。</u></p>

変更する事項	提出書類	留意点
運営規程	<p>①営業日・営業時間 ②サービス提供日・時間 ③介護支援専門員の増減等 ※6</p> <p>上記①～③の変更があった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付) 変更届出書(様式第5号) 指定に係る記載事項(付表13) 当該事業所に勤務する介護支援専門員一覧(別紙) <p>※運営規程の提出は不要です。介護支援専門員の数に増減があった場合等、事業所において運営規程を変更しておいてください。</p> <p>④通常の実施地域 ⑤利用料金 ⑥課題分析票の種類</p> <p>上記④～⑥の変更があった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付) 変更届出書(様式第5号) <p>※運営規程の提出は不要です。事業所において運営規程を変更しておいてください。</p> <p>⑦区画整理等により住居表示が変更となった場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付) 変更届出書(様式第5号) 指定に係る記載事項(付表13) 運営規程(参考資料5-13) 住居表示変更の証明書等の(写し) <p>⑧上記①～⑦以外の変更の場合</p> <ul style="list-style-type: none"> 変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付) 変更届出書(様式第5号) 指定に係る記載事項(付表13) 運営規程(参考資料5-13) 	<p>※6 介護支援専門員の変更と併せて、届出ください。 介護支援専門員以外の変更の場合、(別紙)の提出は不要です。</p> <p>変更届に運営規程の変更前、変更後の内容を記載してください。</p> <p>法人の名称変更に伴う運営規程の変更は、事業所において変更しておいてください。運営規程の変更の届出は不要です。</p> <p>運営規程記載例の改定に伴う運営規程の変更手続き方法についてはその都度、HP等でお知らせします。</p>

◆法人情報の変更 提出書類一覧

法人情報の変更届については、**法人単位での届出となります。**

同一法人の下に茨木市内に複数の指定事業所がある場合、**一事業所からの届出を以て他の全ての事業所からの届出とみなします(事業所一覧の添付必須)**。また、他の市町村にも指定事業所がある場合は、その事業所分は当該市町村を所管する行政庁に別途届出が必要です。

変更する事項	提出書類	留意点										
法人の名称 法人所在地 ※4	<ul style="list-style-type: none"> 変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付) 変更届出書(様式第5号) 変更届出書(様式第4号) *事業所一覧に総合事業が含まれている場合のみ提出 ※法人の電話・FAX番号が変更になる場合は、記載してください。 履歴事項全部証明書(原本のみ) ※1 事業所一覧(参考様式11) ※2 老人居宅生活支援事業変更届出書(様式第17号) [注1] ※下表[注1]の事業所一覧に記載の「介護サービス」が含まれている場合は、老人福祉法上のサービス名毎に届出書を提出してください。 	<p>法人の名称の変更とは当該法人の「商号変更」のみを指します。吸収合併、事業譲渡等により事業所の運営法人が別法人へ変更となる場合は新規申請が必要となります。変更届では処理できません。運営法人が変更となる場合は必ず事前にご相談ください。</p> <p>※1 現在事項証明書は不可。</p>										
法人代表者の氏名、生年月日及び住所 ※4	<ul style="list-style-type: none"> 変更届連絡票、定型封筒(切手必要分貼付) 変更届出書(様式第5号) 変更届出書(様式第4号) *事業所一覧に総合事業が含まれている場合のみ提出(変更後)に以下の項目を記入してください。 <ol style="list-style-type: none"> 法人代表者の氏名とふりがな 生年月日 郵便番号・住所 連絡先: 電話番号・(FAX番号→ある場合のみ) 履歴事項全部証明書(原本のみ) ※1 事業所一覧(参考様式11) ※2 ※3 誓約書 ○…提出要・△…事業所一覧に下記サービスがある場合提出要。 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tbody> <tr> <td>(参考様式9-1)居宅サービス事業</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>(参考様式9-2)居宅介護支援事業</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>(参考様式9-3)地域密着型サービス事業</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>(参考様式9-4)介護予防支援事業</td> <td>△</td> </tr> <tr> <td>(参考様式9-5)総合事業</td> <td>△</td> </tr> </tbody> </table> <p>※代表者の住所変更があった場合は、誓約書の添付は必要ありません。</p>	(参考様式9-1)居宅サービス事業	△	(参考様式9-2)居宅介護支援事業	○	(参考様式9-3)地域密着型サービス事業	△	(参考様式9-4)介護予防支援事業	△	(参考様式9-5)総合事業	△	<p>※2 事業所一覧表に茨木市が指定した介護事業所が複数ある場合提出ください。</p> <p>※3 ・小規模多機能型居宅介護 ・認知症対応型共同生活介護 ・看護小規模多機能型居宅介護 上記のサービスがある場合で、事業者の代表者も兼ねている時は併せて「事業者の代表者」変更届出が必要です。 該当するサービスの変更届提出書類一覧をご確認ください。</p>
(参考様式9-1)居宅サービス事業	△											
(参考様式9-2)居宅介護支援事業	○											
(参考様式9-3)地域密着型サービス事業	△											
(参考様式9-4)介護予防支援事業	△											
(参考様式9-5)総合事業	△											

[注1] 事業所一覧(参考様式11)に次のサービスの記載がある場合、老人福祉法上の届出が必要です。(全サービス共通)

●老人居宅生活支援事業変更届出書(様式第17号) → 様式は[こちら](#)からダウンロードしてください。

老人福祉法上サービス名	対象介護サービス名
老人居宅介護等事業	訪問介護、訪問介護相当サービス、訪問型サービスA、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護
老人デイサービス事業 [注2] 【老人福祉センター等他の用途に利用されている施設を利用する場合】	通所介護、地域密着型通所介護、通所介護相当サービス、(介護予防)認知症対応型通所介護
老人短期入所事業【特養その他の施設と共用する場合】 [注]	(介護予防)短期入所生活介護
小規模多機能型居宅介護事業	(介護予防)小規模多機能型居宅介護
認知症対応型老人共同生活援助事業	(介護予防)認知症対応型共同生活介護
複合型サービス福祉事業	看護小規模多機能型居宅介護

[注2] 様式第20号:「**単独で設置**」【老人デイサービスセンター】通所介護、地域密着型通所介護、通所介護相当サービス、(介護予防)認知症対応型通所介護と【老人短期入所施設】(介護予防)短期入所生活介護は提出対象外となります。

※4 「介護サービスにおける業務管理体制の届出について」

届出は介護サービス事業所ごとではなく、**法人単位での届出が必要です。**

法人の名称所在地、代表者の氏名・住所に変更があった場合は、業務管理体制の変更届出も必要です。

詳細につきましては、福祉指導監査課のHP内にある「[介護サービスにおける業務管理体制の届出について](#)」をご覧ください。

条件によって提出先が異なります。 [注] (予防)居宅サービス、居宅介護支援は**茨木市には提出しません。**